

会社法制(企業統治等)の見直しに関する中間試案に関する意見

平成 30 年 4 月 12 日

法務省民事局参事官室 御中

提出者: 在日米国商工会議所
(The American Chamber of Commerce in Japan)
【担当】渉外室日本政府担当
住所: 106-0041
東京都港区麻布台 2-4-5
メソニック 39MT ビル 10F

会社法制(企業統治等)の見直しに関する中間試案に関する意見募集について、別紙のとおり意見を提出します。

パブリックコメント

1. 対象部分・該当箇所・意見の対象

第2部全体

後述するとおり、本意見は経済産業省が平成29年4月26日に法制審議会の会社法制部会にて提案した事項を支持するものである。

2. 意見

下記の理由より、執行役員を会社法上の機関として制度化し、監査役会設置会社および監査等委員会設置会社の取締役会の決議によって選任できる業務執行者(代表権のあるCEOを含む)とすることを提案する。執行役員に会社法上の指名委員会等設置会社における「執行役」と同様の法的義務および責任を課すことを推奨する。¹

3. 理由

①経済産業省は平成29年4月26日の法制審議会の会社法制部会で、「企業統治等に関する規律についての問題意識」にて同様に提案している。

- 「指名委員会等設置会社の場合、業務執行者は、取締役ではなく、執行役という別の機関が用意されている。そのため、取締役会が監督に注力できるように取締役会の構成員たる取締役に含まれる業務執行者の人数を削減する取組を行ったとしても、業務執行者を執行役として選任することで、業務執行者のうち会社法上の役員としての権限と責任を有する者を一定数確保することが可能である。他方、監査役設置会社および監査等委員会設置会社の場合には、業務執行を行う会社法上の機関たる役員は取締役しか存在しないため、取締役会が監督に注力できるように業務執行者(業務執行取締役)の人数を削減する取組を行った場合、業務執行者の人数自体は減少しないにもかかわらず、会社法上の業務執行を担う役員の人数は減少するという状況が生じる。そこで監査役設置会社および監査等委員会設置会社において、取締役会の決議によって業務執行を担う役員として執行役あるいは執行役員を選任できることとし、その業務執行役員を株式会社の代表者としても選定できるようにすることを検討することが考えられる。」²

②現行の監査役会設置会社および監査等委員会設置会社の法制度の重大な問題点の一つとして、新たな代表取締役・CEOの候補者としてタイムリーに検討し得る人材の数は非常に限られることが挙げられる。取締役にない業務執行者を株式会社の代表者として選定できるようにすることによって、この問題点の解決を促す。

- 金融庁は平成30年3月26日に「投資家と企業の対話ガイドライン(案)」を公表し、上場企業に対しCEOの選任や解任の手続きを明示するように求めた。本案ではCEOの選解任の重要性、適時性また、十分な人材プールを検討した上での適人の選定および育成の重要性を強調している。
 - 同案3-1では「持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、経営環境の変化に対応した果敢な経営判断を行うことができるCEOを選任するため、CEOに求められる資質について、確立された考え方があるか」と記載があり、または

¹ 在日米国商工会議所「コーポレート・ガバナンス改革の強化を促進するための会社法改正案」P6

² 経済産業省産業組織課「企業統治等に関する規律についての問題意識」
<http://www.moj.go.jp/content/001237422.pdf> P1 および P2

同案 3-4 では「会社の業績等の適切な評価を踏まえ、CEOがその機能を十分発揮していないと認められる場合に、CEOを解任するための客観性・適時性・透明性ある手続が確立されているか」と手続きを明示するよう求めている。³

- また、コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～(改訂案)の4-3③では 1) 「取締役会は、会社の業績等の適切な評価を踏まえ、CEOがその機能を十分発揮していないと認められる場合に、CEOを解任するための客観性・適時性・透明性ある手続を確立すべきである」と提案している。⁴
- 金融庁は上記のように問題提起に当たっているが、現状は監査役会設置会社および監査等委員会設置会社において取締役以外の人材プールから CEO の後任を選定できるタイミングは実務上、定時株主総会のみである。つまり、臨時株主総会を開催しない限り、年一回しか選定の機会がないという厳しい現実の問題に上記提案は対応していない。執行役員制度化により、監査役会設置会社および監査等委員会設置会社の取締役会によって代表権のある CEO を執行役員として選任することができれば、金融庁が唱える CEO の選解任の「適時性」を確保することが可能と考える。言い換えれば、執行役員制度化なしに金融庁が唱える CEO の選解任の「適時性」を確保することは現実問題として無理である。
 - 在日米国商工会議所(ACCJ)の意見書「コーポレート・ガバナンス改革の強化を促進するための会社法改正案」もこの点について言及している。「現在の日本の監査役会設置会社および監査等委員会設置会社の法制度の重大な問題点の一つは、代表取締役(大抵の場合 CEO でもある)が株主により既に選任された既存の取締役からしか選定することができないことである。重大な戦略的課題に直面した場合や(昨今の企業不祥事のように)上場会社の取締役が不正行為を行った場合、取締役会は代表取締役・CEO を解任することはできたとしても、新たな代表取締役・CEO の候補者は非常に限られることになる。実務および法律上は、臨時株主総会が開かれ新たな取締役が選任されるまで(なお、急いで行われた場合、選任に要する一連の手続きは高いコストを要し業務を中断させるプロセスとなる)、候補者の選択肢は非常に少なくなる。候補者は、前 CEO(または前 CEO が残っていた経営戦略)に忠実である可能性があることに留まらず、同じ不祥事に関与した可能性すらある現在の社内取締役に限られる。この問題は、社外取締役の人数が増加するにつれて、業務執行取締役の人数が反比例して減少傾向にあるため、一段と深刻になっている。」⁵
 - そこで ACCJ は「監査役会設置会社および監査等委員会設置会社の取締役会によって選任することができる業務執行者(代表権のある CEO その他のものを含

³ 金融庁「投資家と企業の対話ガイドライン(案)」 <https://www.fsa.go.jp/singi/follow-up/siryoku/20180313/03.pdf>

⁴ 金融庁「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～(改訂案)」 <http://www.fsa.go.jp/singi/follow-up/siryoku/20180313/02.pdf>

⁵ 在日米国商工会議所「コーポレート・ガバナンス改革の強化を促進するための会社法改正案」5頁

む)を、会社法上の機関である執行役員という概念で新たに整理し、法的に整備することを推奨する。」⁶

③ 監査役会設置会社および監査等委員会設置会社において現在存在する執行役員は法律上規定がなく、執行役員は会社に対して忠実義務、善管注意義務を負わないため、会社の利益より自己の利益(例えば、出世)を優先させる。

- 企業法務を研究する GBL 研究所の理事で上場企業の最近の不祥事 120 件を分析した渡辺樹一氏によると経営陣は、「長く「従業員」として出世してきたため、会社との委任契約により会社法などで規律付けられる立場になったという意識を持ちにくく、それがプライドの乱用や誤用を招き、コンプライアンスやガバナンスの軽視など誤った方向に向かう場合がある」と述べている。⁷

④ 制度化なしの執行役員という役職名は、日本国民や海外投資家の混乱を招く。

- ACCJは意見書「コーポレート・ガバナンス改革の強化を促進するための会社法改正案」において、「日本人の多くにとっても執行役員と指名委員会等設置会社の「執行役」の法的違いは明確に理解されておらず、肩書きとしてのみ役員という単語が付された執行役員を選任することは一般市民の困惑を招く。」と述べている。⁸
- さらに、「この役職名は「executive officer」と英訳されることが多く、多くの外国人投資家の誤解を招く」と指摘している。⁹

⑤ 監査役会設置会社および監査等委員会設置会社の取締役会によって代表権のある CEO を含む業務執行者を選任することで、表見代理リスクの低下が見込まれる。言い換えれば、「代表執行役員」の名称を用いることで、外部の者は代表権があると認識し、表見代理リスクの低下につながる。

- 商事法務の「執行役員制度に関する法的検討(上)」によると、
 - 「商法二六二条は、代表権を持たない単なる取締役であっても、社長、副社長、専務取締役、常務取締役などの一般に代表取締役によく用いられる名称を使用している場合には、外部の者は代表権がある者と誤認しやすいため、このような名称使用を許諾した会社に、善意の第三者に対する責任を負わせようというものである。」¹⁰

⑥ 会社法上の機関である執行役員(または代表執行役員)は会社法の下での法的責任および説明責任があり、株主代表訴訟の被告とすることができる。¹¹

⁶ 在日米国商工会議所「コーポレート・ガバナンス改革の強化を促進するための会社法改正案」P6

⁷ 日本経済新聞 電子版「企業不祥事の原因、共同体の一体感が影響」2017年12月22日

⁸ 在日米国商工会議所「コーポレート・ガバナンス改革の強化を促進するための会社法改正案」P6

⁹ 在日米国商工会議所「コーポレート・ガバナンス改革の強化を促進するための会社法改正案」P6

¹⁰ 旬刊商事法務 No.1542 P8「執行役員制度に関する法的検討(上)」

¹¹ 在日米国商工会議所「コーポレート・ガバナンス改革の強化を促進するための会社法改正案」P6